

番号：19a00953

国名：ブルキナファソ

担当：人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

案件名：地方分権化における教育の質向上へむけたコミュニティ能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（教育セクター分析）

### 1 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：教育セクター分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月下旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.70M/M、現地1.00M/M、合計1.70M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 派遣期間 整理期間  
7日 30日 7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月25日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）  
([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。  
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020 年 1 月 14 日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 22点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	教育セクター分析に係る各種業務
対象国／類似地域	ブルキナファソ／全途上国
語学の種類	英語

## 5 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：

黄熱（入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。)

## 6 業務の背景

ブルキナファソ政府は、国家開発計画として「国家経済社会開発計画（PNDES）2016-2020」において、第一次産業偏重の産業構造からの脱却を目指して経済構造変革に取り組むこととし、それを支える人的資源開発を優先課題と位置づけ、教育基本法（2007年に改定）に沿った制度整備・改革を進めている。セクター全体の方針を定めた「教育・人材育成セクター計画（PSEF）2017-2030」の下で、基礎教育分野においては「基礎教育開発戦略プログラム（PDSEB）2011-2021」に沿って、後期初等教育（日本の中学校相当）までの無償義務教育の促進に取り組んでいる。具体的な優先課題として「公教育のアクセス拡大・質の改善」「ノン・フォーマル教育の推進」「セクター運営・ガバナンスの改善」が挙げられており、前期・後期初等教育の完全普及、教員養成制度改革、教育の地方分権化推進等を具体的な目標に設定している。これまでの取り組みにより初等教育の総就学率は86.9%（UNESCO、2013年）と大幅に改善した一方で、初等教育の最終学年残存率は65.5%（UNESCO、2018）と依然として低く、教員養成課程は入学要件や就学年限の引上げを伴う新制度への移行が決定したものの運用開始の目途が立たず、初等教育のカリキュラム改定も一部教科・学年の教科書開発がすすめられたものの、予算の制約から印刷・配布には至っていない。

これに対する各ドナーの支援はコモンファンドによる財政支援が中心となっているが、その中でJICAは、無償資金協力による小・中学校建設、および技術協力プロジェクトを通じた教員養成校における授業改善や、地方分権化推進に資する学校運営改善等、具体的な課題・ニーズの解決を支援することにより、当国政府の信頼と評価を得てきた。特に、学校運営改善については、技術協力プロジェクト「学校運営委員会支援プロジェクト（2009-2013）」及び同フェーズ2（2014-2017）により、機能する学校運営委員会（COGES）モデルの構築と全国への設置やモニタリング体制の構築を支援してきている。また、これら取り組みの相乗効果を促進し、「子どもの学びの改善」に繋がる支援を実施する目的で、2016年には協力プログラム「児童・生徒と教員のための基礎教育質の向上プログラム（2016-2020）」を策定し、2014年から教育政策アドバイザー（個別専門家）を派遣し、その準備・実施促進に取り組むとともに、教育セクター課題分析や、政策・制度面での改善支援等を含む技術支援により、PDSEBの目標達成に貢献し、国民教育・識字・国語推進省（以下、「教育省」という）の評価を得てきた。

その成果を踏まえ、ブルキナファソ政府はCOGESによる学校活動計画を枠組みとして活用しつつ、教育の質の改善を図るモデルを検討するため、本プロジェクトの実施を要請した。これを受け、2017年11月に第1回目の詳細計画策定調査が行われ、JICAが他国で支援し成果を挙げている「コミュニティとの協働による児童の学力改善モデル（算数練習帳を活用した補習モデル）」の構築を主な活動として想定し、協議が行われた。そのほか、各学校運営委員会における取組みを支援するため、「コミュニオン-COGES協議会」モデルの改善を図りつつ、ブルキナファソ政府の優先課題である学校給食の促進に向けたモデル構築についても、試行が検討された。

前回調査から2年経過していることから、第2回目の調査を実施することとし、改めて最新のセクター動向を十分に確認し、先方の計画やJICAの協力プログラム上の本プロジェクトの位置付けや支援妥当性を再度整理した上で、方向性・枠組みの検討にかかる実施機関との協議を行う必要がある。

なお、現時点で想定される本プロジェクトおよびJICA協力プログラムの方向性は以下の通り。

- 本プロジェクト：2015年に先行案件による技術支援を通じて全国に普及したCOGESの再活性化、その自立発展性の確保に資するモニタリング・支援体制の構築、そしてCOGESによる学習の質や教育環境の改善に向けた発展的取り組みなどが想定される。
- JICA協力プログラム：将来的な支援の可能性として、円借款によるPDSEBの目標達成に向けた支援なども検討されている。また、「公立教員養成校実践的教育機能強化プロジェクト

(PROSPECT、2015-2017)」による教員養成校 (ENEP) における授業・実習改善支援の成果も踏まえ、引き続き、「教室での学び改善」につながるような支援策 (教員養成改革支援、初等カリキュラム改善や教科書・教材開発支援) の可能性についても検討する。なお、2019年度第四半期から、個別専門家 (政策アドバイザー (教育)) の派遣も予定している。

また、最新のJICA対ブルキナファソ安全対策措置を踏まえ、本コンサルタントを含む全団員が、渡航・滞在先をワガドゥグ市内に限定して調査を行う。プロジェクト本体についても、開始後の専門家滞在・渡航先は当面ワガドゥグ市内に限定されることを想定し、枠組み案を策定する想定である。

## 7 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員、JICAブルキナファソ事務所および派遣予定の個別専門家 (政策アドバイザー) と協議・調整しつつ、上述の目的に資するセクター情報収集・分析に必要な調査を行う。なお、具体的業務内容は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間 (2020年1月下旬)

- ① ブルキナファソにおける近年の基礎教育分野の技術協力プロジェクト (特に近年に実施された PACOGES フェーズ 1、2 及び PROSPECT) に関し、報告書等をレビューし、同プロジェクトの成果・課題について把握する。
- ② 既存の関連文献や報告書等をレビューし、ブルキナファソ開発計画における基礎教育の位置づけ、戦略や教育セクター開発計画 (PDSEB) 等の概要を把握・整理する。ブルキナファソにおける教育セクターの動向 (地方分権化関連、教員養成・能力強化、カリキュラム・教科書開発状況、児童の学習到達度向上、学校保健・給食、女子教育、就学前教育等) を把握し、教育セクターが抱える課題の原因と対策を分析する。
- ③ ブルキナファソ政府の関連法令等をレビューし、技術協力プロジェクトの実施にあたってのブルキナファソにおける予算措置や人員配置の仕組みを把握する。
- ④ 担当分野に係る調査計画・方針案、収集情報の内容、収集方法を検討する。
- ⑤ ブルキナファソ関係機関 (国民教育・識字・国語推進省及び中等教育省、州、県の各レベルの教育行政組織、学校関係者等)、他ドナー等に対する質問票 (案) (英文又は仏文) を作成する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間 (2020年2月上旬～3月上旬)

- ① JICAブルキナファソ事務所等との打合せに参加する。
- ② 担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状把握・分析を行う。
  - ア) ブルキナファソ教育政策及び教育セクター計画、その中でのJICAの協力の位置づけ
  - イ) 教育行政の現状・課題 (教育省のマネジメント能力の分析。組織体制、各組織のTORとその実態、データ管理と事業計画への活用状況、他関係省庁との調整能力、事業実施や予算管理・執行に関する教育省の意思決定プロセス等)
  - ウ) 教育財政の現状・課題 (国家予算・支出に占める教育セクターの割合、公的教育予算・支出に占める各教育段階の割合、政府)
  - エ) 経常予算に占める教育セクター経常経費の割合、教育経常予算・支出の内訳、教育予算・支出における国内・対外予算の割合、対外援助予算管理制度、教育支出における私的教育支出の割合、ユニットコスト分析、中期的教師需要・必要経費予測、教育予算・公共支出監理制度等)
  - オ) 教員の養成、配置、能力強化にかかる現状・課題 (教員養成校改革の現況 (新制度への移行にかかる具体的な計画・スケジュールの策定状況や内容、進捗状況、進捗が停滞している場合のボトルネック等)、現職教員能力強化にかかる制度の概要、運用状況 (特に、

PDSEBIにて打ち出されている「視学官の配置強化とその他のCEB改編」「遠隔教員研修システムの確立」等の計画の概要、進捗状況等、現職教員の雇用制度、勤務管理・評価にかかる制度の概要と運用状況)

- カ) カリキュラム開発・改定および運用体制（現在進められている教科書開発にかかる体制・進捗、既に関発された教科書、教材等の内容、教材配布状況、学力評価の枠組み・運用状況）
  - キ) 地方分権化推進の現状・課題（教育セクターにおける地方分権化にかかる具体的な戦略・計画および運用状況（権限移譲の計画・進捗、予算執行管理体制、予算配布・執行状況等、COGESの活動状況、教育省によるモニタリング体制と運用状況、再活性化に向けた計画の策定状況、内容、および運用状況）
  - ク) 学習環境改善（学校保健・栄養の改善・女子教育・就学前教育）の現状・課題（学校給食推進にかかる具体的な戦略・計画および運用状況、ガイドライン等の整備状況、予算配布・執行状況、女子教育推進にかかる具体的な戦略・計画および運用状況、就学前教育促進にかかる具体的な戦略・計画及び運用状況）
  - ケ) 学習成果の達成状況及び課題（全国統一試験の結果、国際学力調査の結果及びその経年変化等の確認）、学習成果・達成の評価の仕組み）
  - コ) 他ドナー機関（世銀、AFD、GPE、J-PAL等）の援助動向の情報収集・整理・分析
  - サ) コ) 教育セクターにおいて活動実績のあるローカルコンサルタント・NGO（地方拠点を持つ組織を重点する）のリストアップ、事業実績の把握教育セクター開発計画の目標（特に子どもの学びの改善）達成のボトルネックとなる課題を洗い出し、本事業の実施にあたり留意すべき事項を提言するとともに、将来的な支援策案（無償、有償資金協力を含む）につき提案を行う。
- ③ 他の団員（JICA職員等）が到着後は、必要に応じて先方関係者やドナーとの協議に参加する。また、現地調査終了時に実施される先方関係者との協議及びJICAブルキナファソ事務所への報告にも参加し、担当分野の調査結果を報告するとともに、そのために必要な資料も作成する。

### (3) 帰国後整理期間(2020年3月上旬)

- ① 収集・情報の概要および分析結果をまとめた資料を作成する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

## 8 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書・資料等は以下のとおり。

- 現地調査結果概要（収集情報の一覧、内容および分析結果、面談録等）  
※簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。
- 収集情報一式（タイトル、概要を示す一覧表を作成すること）

## 9 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積もりを計上すること）。  
航空経路は、日本⇒アディスアベバ⇒ワガドゥグ⇒アディスアベバ⇒日本を標準とします。  
宿泊先については、安全管理上の観点からブルキナファソ事務所の指定に従う。
- (2) 英-仏通訳備上、および車両手配については、見積りに含めない。

## 10 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年2月1日～2020年3月1日を予定し、JICA職員等の現地調査期間に2週間程度先行して現地調査の開始を想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。また、JICA団員到着前は、ブルキナファソ事務所及び派遣予定の個別専門家（政策アドバイザー（教育））と協力して業務を進めて頂きます。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 教育セクター分析（コンサルタント）

③ 便宜供与内容

当機構ブルキナファソ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎 : あり

イ) 宿舎手配 : あり

ウ) 車両借上 : 全行程に対する移動車両の提供

(JICA職員等の調査期間中は、同乗となる場合もあります。)

エ) 通訳傭上 : 必要な場合に英語⇄仏語の現地通訳・翻訳者の傭上は可能ですが、本業務従事者は仏語ができることが望まれます。

オ) 現地日程のアレンジ : あり（現地ヒアリング調査のアポイント取付）

カ) 執務スペースの提供 : なし

(2) 参考資料

① 業務に関する以下の資料を当機構人間開発部基礎教育第二チーム (hmgbe@jica.go.jp) にて配布します。メールタイトルは「資料請求：ブルキナファソ公示（教育セクター分析）」としてください。

- ・ブルキナファソ教育セクター情報にかかる収集済資料一式
- ・第1回詳細計画策定調査の結果、及びその後の先方との協議やJICA内における検討の経緯にかかる資料
- ・協力プログラムにおける個別案件の検討状況にかかる資料

② 業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・アフリカ地域基礎教育セクター情報収集・確認調査ブルキナファソ 国別基礎教育セクター分析報告書（和文）

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12083242.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12083242.pdf)

- ・学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ2 終了時評価報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035116.html>

- ・公立教員養成校実践的教育機能強化プロジェクト 完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000038738.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者

への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ブルキナファソへのJICA関係者の渡航に当たっては安全管理部の承認が必要なため、本コンサルタントの現地業務にかかる渡航申請についても、人間開発部を通じて行います。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。渡航期間中は、事前共有するJICAのブルキナファソ安全対策措置の行動規範を遵守ください。また、現地渡航後も、JICAブルキナファソ事務所にて安全ブリーフィングを受け、十分な情報収集を行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 業務従事者はフランス語力を有することが望ましいと判断します。フランス語力を有する場合は、評価項目④その他学位、資格等で評価するため、その能力を示す証明書を添付してください。

以上